**小中一貫型赤小学校・赤中学校**

**建築設計業務委託プロポーザル実施要領**

**令和５年４月**

**赤村**

**赤村教育委員会**

**目次**

**１　目的1**

**２　委託業務の概要1**

**３　技術提案に係る概要2**

**４　参加資格と条件3**

**５　失格要件4**

**６****参加表明書について5**

**７　技術提案書について5**

**８　質問の受付と回答6**

**９　プレゼンテーション及びヒアリング6**

**１０　審査について7**

**１１　関係資料の配布及び現地説明会について8**

**１２　契約について8**

**１３　その他8**

**別紙**

**１　参加表明書**

**２　質問書**

**１　目的**

　この要領は、赤村立小中一貫型赤小学校・赤中学校建設事業に係る基本設計・実施設計業務等を委託するにあたり、専門的な知識や高度な技術と発想力をもって魅力ある提案を受けることを目的とし、公募型プロポーザル方式により設計者を選定する手続きについて定めるものとする。

**２　委託業務の概要**

1. 業務名称

小中一貫型赤小学校・赤中学校建築設計業務委託

1. 業務対象

配布資料５「小中一貫型赤小学校・赤中学校建設事業計画概要説明書」参照

1. 業務内容
* 新校舎建築工事の基本設計及び実施設計
* 赤中学校屋内運動場の改修設計
* 既存校舎の解体設計
* 外構及び敷地造成、周辺造成設計（赤中学校屋外運動場の改修含む）
* 設計に伴う積算業務
* 設計に必要な各種測量業務
* 建築確認申請、開発許可申請、電波障害等の新校舎設置に係る事前協議等に関する業務（申請手数料込）
* 法規制等及び関連事業との調整、関係機関との協議資料作成、手続
* その他、本業務に必要な事項（協議のうえ、決定）
* 詳細は配布資料６「小中一貫型赤小学校・赤中学校建築設計業務委託特記仕様書」参照
1. 履行期限

基本設計：　令和６年２月２９日（木）

概算工事費の見積書を提出すること。

実施設計：　令和７年２月２８日（金）

1. 予定価格

１５４，４０７千円（消費税抜き）

1. 支払い条件

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、本村と事業者との間で締結する設計業務委託契約に示す。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　度 | 支払内容 | 支払対象業務 |
| 令和５年度 | 出来高払い | 基本設計 |
| 令和６年度 | 出来高払い | 実施設計 |

**３　技術提案に係る概要**

1. 小中一貫型赤小学校・赤中学校建築設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において参加者のなかから最優秀１者、優秀者１者を選定し、それぞれを本業務の委託候補の第１順位、第２順位とする。
2. 募集及び審査スケジュール（予定）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 項　目 | 日　程 |
| 一次審査 | 参加表明書等提出 | 実施要領等の配布 | 令和５年５月　８日（月）から令和５年５月１９日（金）まで |
| 参加表明書等の受付 | 令和５年５月　８日（月）から令和５年５月１９日（金）まで |
| 現地説明会（希望者のみ） | 令和５年５月１４日（日） |
| 参加表明書等に関する質問受付 | 令和５年５月　８日（月）から令和５年５月１２日（金）まで |
| 参加表明書等に関する質問回答 | 令和５年５月１７日（水） |
| 審査結果の通知 | 令和５年５月２６日（金） |
| 二次審査 | 技術提案書等提出 | 技術提案書等の受付 | 令和５年５月３０日（火）から令和５年７月　３日（月）まで |
| 技術提案書等に関する質問受付 | 令和５年５月３０日（火）から令和５年６月　６日（火）まで |
| 技術提案書等に関する質問回答 | 令和５年６月　９日（金） |
| プレゼンテーション及びヒアリング | 令和５年７月１０日（月） |
| 審査結果の公表 | 令和５年７月１４日（金） |
| 契　約 | 契約締結 | 令和５年７月下旬 |

1. 事務局

赤村教育委員会　教務課　学校建設係

〒824-0432　福岡県田川郡赤村大字内田1188番地

TEL：0947-47-9550　FAX：0947-47-9555

e-mail：aka-k.kyoi@vill.aka.lg.jp

**４　参加資格と条件**

1. 参加資格
2. プロポーザルに参加する業者（以下「参加表明者」という。）は単体企業又は共同企業体であること。共同企業体の場合には、下記基準を満たすこと。
* 単体で参加申し込みをしていない２者以上で構成され、かつ構成員のいずれも申し込みをしている他の共同企業体の構成員でないこと。
* 主たる企業（共同企業体の代表者）は、出資割合が最大であること。
* 構成員の出資比率は、それぞれ30％以上であること。
* 総括責任者[[1]](#footnote-1)※1は、共同企業体の代表者に所属していること。
1. 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２３条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
2. 平成２５年４月１日以降に、延べ床面積が6,000m2以上の学校建設工事の設計及び施工監理実績を有すること。なお、共同企業体は主たる企業がこの条件を満たしていれば足りるものとする。
3. 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６ 号）第１６７ 条の４の規定に該当する者でないこと。
4. 令和５年度赤村建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であり、かつ地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
5. 公告日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
6. 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税及び村税等の税の滞納がないこと。
7. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年５月１５日法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員である者を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
8. 赤村政治倫理条例（平成１６年条例第３号）の規定に該当する業者でないこと。
9. 本業務に係る審査委員会の委員でないこと。
10. 本業務に係る審査委員会の委員が、自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織に所属する者でないこと。
11. 参加条件
12. 総括責任者は、参加表明書等の提出時点において、一級建築士の資格を有し、参加表明者と直接的かつ恒常的に３か月以上の雇用関係を有すること。
13. 総括責任者は、延べ床面積が6,000m2以上の学校建設工事の設計実績を有すること。
14. 総括責任者は、主任技術者を兼任してはならない。
15. 意匠、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者をそれぞれ１名配置すること。
16. 総括責任者及び意匠主任技術者を除く主任技術者については、協力者（協力事務所）を加えることが出来る。ただし、協力者は他の参加表明者と重複することができない。
17. 意匠主任技術者は、一級建築士の資格を有すること。
18. 構造主任技術者は、構造設計一級建築士の資格を有すること。
19. 電気設備及び機械設備の主任技術者は設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること。
20. 参加表明者及びその協力者は、主たる分担業務分野について第三者に再委託をしてはならない。
21. 有資格者は、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第１０条第１項の規定に該当しないものであること。

**５　失格要件**

　次のいずれかの事項に該当する場合は、その参加表明者を失格とする。

1. 審査委員会の委員又は事務局関係者に、直接・間接を問わず本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合。
2. 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合。
3. 実施要領に違反すると審査委員会が認めた場合。
4. 提出書類に関して指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、次のいずれかに該当する場合。
* 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
* 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。
* 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
* 記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
* 虚偽の記載がある場合。（契約締結後に事実関係が判明した場合も同様とする。）
1. 本プロポーザルの公告日から契約日までに、地方公共団体等からの入札参加資格停止等の措置を受けた場合。
2. プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なく欠席した場合。
3. 参考見積書（様式８）の金額が前記２(5)の予定価格を超過した場合

**６　参加表明書について**

1. プロポーザルに参加する者は、参加表明書（別紙１）、様式１、２を提出すること。共同企業体の場合には、設計共同体協定書の写しを添付すること。
2. 参加表明書の作成要領は配布資料２「参加表明書及び技術提案書作成要領」のとおりとする。
3. 提出期間

令和５年５月　８日（月）から令和５年５月１９日（金）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日９時から１７時まで

1. 提出場所及び方法

前記３(3)の事務局に持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

**７　技術提案書について**

1. 技術提案書の作成要領は配布資料２「参加表明書及び技術提案書作成要領」のとおりとする。
2. 提出期間

令和５年５月３０日（火）から令和５年７月　３日（月）まで

土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日９時から１７時まで

1. 提出場所及び方法

前記３(3)の事務局に持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

1. 受領の確認
* 技術提案書提出時に事務局から技術提案書受領書を交付する。
* 郵送での提出の場合、返送先の担当部署・担当者氏名がわかるように記載すること。
1. 要求した内容以外の書類等は受理しない。
2. 事務局にて受付順にプレゼンテーション及びヒアリングの順番の抽選を行う。
3. 技術提案書等の提出者に選定された者（一次審査で選定された者）が技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退理由を記載した任意書式の書面（代表者の押印があるもの）により、令和５年６月２６ 日（月）までに事務局へ持参又は郵送（必着）すること。なお、当該書類の受理後、いかなる理由があっても辞退の取り消しは認めない。

**８　質問の受付と回答**

1. 質問の方法

質問は、別紙２の様式を用い電子メールにて事務局まで提出し、事務局に電話で受信確認すること。

1. 質問書の受付期間
* 参加表明書等に関するもの

令和５年５月　８日（月）から令和５年５月１２日（金）まで

* 技術提案書等に関するもの

令和５年５月３０日（火）から令和５年６月　６日（火）まで

※　それぞれ土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日９時から１７時まで

1. 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、下記日程で電子メールにて回答する。

* 参加表明書等に関するもの　　令和５年５月１７日（水）
* 技術提案書等に関するもの　　令和５年６月　９日（金）

**９　プレゼンテーション及びヒアリング**

　プレゼンテーション及びヒアリングは、技術提案書受付期間後に開催し、詳細な時間、会場、その他の事項は、一次審査で選定された者に対し技術提案書提出の際に知らせるものとする。

1. 実施日時　　令和５年７月１０日（月）
2. 実施場所　　赤村役場　２階　研修室１
3. 実施方法　　配布資料３「技術提案書ヒアリング実施要領」参照

**１０　審査について**

1. 審査委員会

審査委員会の委員は１４名以内とし、会議は非公開とする。また、審査結果についての質疑及び異議の申し立ては受け付けないものとする。

1. 一次審査

参加表明者から提出された参加表明書等を採点し、採点結果に基づき上位から５者程度を選定する。ただし、採点結果において一次審査評価項目における総配点の50％未満の結果となった参加表明者は二次審査に参加することはできない。

1. 二次審査

参加表明者より提出された技術提案書等を基に総合的能力を審査し、一次審査及び二次審査の評価項目における総配点の70％以上を獲得した参加表明者の中から、最優秀者１者と優秀者１者を選定する。なお、同点により最高得点者が複数となった場合は、審査委員の協議によって最優秀者１者と優秀者１者を決定する。

1. 審査結果の通知及び公表
2. 一次審査
* 日　　時　　令和５年５月２６日（金）
* 通知方法　　参加表明者に対し、電子メール及び書面による郵送

で通知する。

1. 二次審査
* 日　　時　　令和５年７月１０日（月）
* 通知方法　　最優秀者１者及び優秀者１者を赤村ホームページで

公表し、当該２者に対して電子メール及び書面によ

る郵送で通知する。

1. 評価基準

配布資料７「評価項目及び配点表」参照

**１１　関係資料の配布及び現地説明会について**

1. プロポーザル関係資料の配布方法及び期間
* 配布方法

赤村ホームページにて電子データを配布する。

* 配布時期

令和５年５月８日（月）から令和５年５月１９日（金）まで

1. 現地説明会

希望者に対し下記要領（予定）で現地説明会を実施する。

1. 実施日時

令和５年５月１４日（日）１３時３０分～１５時３０分

1. 集合場所

赤中学校　駐車場（１３時２０分までに集合）

1. 申込方法

事務局に令和５年５月１１日（木）１７時までに電話で連絡すること。

1. 参加人数

参加表明（予定）者１者につき３名まで

1. 説明会の流れ

|  |  |
| --- | --- |
| 時　間 | 内　容 |
| 13：30～14：00 | * 赤中学校屋外運動場に移動
* 基本構想における配置計画の説明
* 質疑応答
 |
| 14：00～15：30 | * 各自で現地確認

確認が終了した後、随時解散 |

**１２　契約について**

　最優秀者に選定された者と予算の範囲内で随意契約を行う。ただし、最優秀者との契約が合意にいたらなかった場合は、優秀者に選定された者と予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

**１３　その他**

1. 参加表明者は本要領に定める諸条件に同意した上で、本プロポーザルへの参加を表明すること。
2. 参加表明者１者につき１提案とする。
3. 手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
4. 参加表明書、質問書及び技術提案書の作成、提出に係る費用は提出者の負担とする。
5. 提出された技術提案書は、委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
6. 提出された技術提案書は返却しない。
7. 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、提出者に対して指名停止措置を行うことがある。
8. 技術提案書は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
9. 技術提案書の作成のために村側から提供した資料は、了解なく公表、使用することはできない。
10. 技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き変更することはできない。
11. 提出された技術提案書等は、赤村情報公開条例により情報公開の対象となることがある。
12. 本プロポーザルにおいて、参加表明者が１者であっても本要領に基づき実施するものとし、採点合計が70％以上を獲得した場合は、本委託業務の選定業者とし、契約に向けた協議を行うものとする。
13. 本委託業務を受注した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む）が製造業及び建設業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできない。
14. 赤村は本プロポーザルにおいて提出された技術提案書等の内容に拘束されない。
15. 本要領に記載されていない事項については、審査委員会及び事務局にて協議して決定するものとする。

別　紙

別紙１

参加表明書

令和　　年　　月　　日

　赤村長　道　　廣　幸　　様

（代表者）所在地

商号又は名称

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　印

「小中一貫型赤小学校・赤中学校建築設計業務委託」に係るプロポーザルに下記のとおり参加することを表明し、あわせて、一次審査に係る必要書類を提出します。

記

１　参加企業構成の種別　　　　　単独企業　・　共同企業体

２　共同企業体の構成員（上記申請者を代表とし、その他の構成員について記載）

　　　構成員①　　所在地

商号又は名称

代表者

構成員②　　所在地

商号又は名称

代表者

３　担当者の連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 部署名 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| FAX番号 |  |
| E-mail |  |

別紙２

令和　　年　　月　　日

質　問　書

|  |  |
| --- | --- |
| 業務委託名 | 小中一貫型赤小学校・赤中学校建築設計業務委託 |
| 所在地 |  |
| 会社名代表者 |  |
| 担当者 | （電話）　　　　　　　　　（FAX）（E-mail） |
| 番号 | 質問事項 | 具体的な内容 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※質問事項欄には、質問の該当項目、番号、ページ等を記入すること。

1. ※1総括責任者とは、業務全体の管理及び総括を担う技術者のことである。 [↑](#footnote-ref-1)